上尾市競争入札参加資格業者の事業所要件について

以下の要件は、市内及び準市内の業者に適用する。

１．市の有資格者名簿に登載されている内容（商号又は名称、所在地及び責任者等）と事業所の実態が一致していること。

２．事業所の責任者が常駐していること。

３．専任技術者が常駐していること。【建設業者のみ適用】

４．複数の事業所が同じ建物内にある場合は、壁又は間仕切り等で明確に区分されているなど、独立性が保たれていること。

５．事業者が住宅（代表者の自宅など）の一部を使用している場合は、壁又は間仕切り等で事業所部分と住宅部分が明確に区分されていること。

６．郵便物ポスト等が設置され、配達物が届くようになっていること。また、事業所名が入っている看板又は表札等が外部から見える位置に掲示してあること。

７．事業所内に建設業法で定める「建設業許可票」及びその他営業に必要な許可証等が掲示されていること。

８．事業者が建物（室・スペースを含む）を常時使用できる権原を有していること。

（事業者が建物を所有又は賃貸借契約を締結していること。）

９．事業者が電気・水道を常時使用できる権原を有していること。

（事業者が電気・水道の供給者に直接申し込みしている又は建物の貸主と電気・水道の使用に関する契約を締結していること。）

10．事業所内に業務に必要な電話、机、事務帳簿類、各種事務機器などを備えていること。

11.　事業所内で、見積り、入札又は契約締結等に関する業務を行っていること。

12.　電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと。（事業所責任者への転送は可）

【準市内業者のみ適用】